

滋下水審第 13 号  
平成 31 年(2019 年) 4 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県下水道審議会  
会長 松井



下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項  
(湖南中部浄化センター 3 号焼却炉の次期汚泥処理方式) について(答申)

平成 27 年(2015 年)10 月 8 日付け滋下水第 526 号で諮問のあったこのことについて、本審議会において提出資料等に基づき審議を尽くしたところ、次のとおり答申します。

平成 27 年度の下水道法改正で下水汚泥の燃料・肥料としての再生利用が努力義務化されるなど、近年、下水汚泥の有効利用に対する社会的ニーズが高まっている。

そこで本審議会では、有効利用を前提とした安定した汚泥処理処分、環境への配慮、コスト削減、社会貢献といった複数の評価視点から総合的な審議を行った結果、湖南中部浄化センター 3 号焼却炉の次期汚泥処理方式は、【嫌気性消化＋下水汚泥固形燃料化】とすることを適当と認めます。

なお、嫌気性消化の導入にあたっては、水処理への影響を極力抑制可能な規模及び方式を引き続き検討すること。また、水草等下水汚泥以外のバイオマスの投入、コンポスト化による緑農地利用など、更なる下水汚泥の有効利用のあり方について、検討を継続すること。